

## 愛知女性拉致殺害事件（闇サイト殺人事件）

### 名古屋地裁での判決要旨(2009/03/18)

#### 【主文】

神田、堀、両被告を死刑に処する。川岸被告を無期懲役に処する。

#### 【罪となるべき事実】

3被告は2007年8月24日午後11時10分ごろ、名古屋市千種区の路上を歩いていた磯谷利恵さん＝当時（31）＝を車内に拉致し、監禁。現金などを奪い、翌日未明、愛知県愛西市の駐車場で金づちで何度も殴り、ロープで首を絞めて殺害、岐阜県瑞浪市の山林に遺体を遺棄した。川岸健治被告（42）はその間、2度にわたり車内で磯谷さんへ強姦しようとしたが、目的を遂げなかった。

#### 【犯行に至る経緯】

3被告はそれぞれ、携帯電話サイト「闇の職業安定所」の掲示板を利用。川岸被告が同年8月上旬ごろ同サイトに「愛知県の人で何か組みませんか」と書き込み、神田司（38）、堀慶末（33）両被告が返信して知り合った。互いに悪さ自慢のようなことをしながら、強盗の計画について話し合った。

#### 【争点に対する判断】

強盗殺人などの共謀の成立時期を検討する。

3被告は同月24日午後集まり、拉致した女性から現金を奪い最後は殺害することに合意。遅くとも、犯罪計画を話し合った名古屋市の飲食店を出発した同日午後7時ごろには共謀が成立していたことは明らか。

確かに3被告が知り合った当初は、素性の分からない者同士で真意を測りかねていた。しかし殺人を承諾することについて、虚勢を張ったり半信半疑の気持ちがあっても、共謀成立の認定を妨げるものではない。また共謀成立には、殺害の日時、場所、手段などが特定されている必要はない。

#### 【量刑理由】

楽して金もうけをしたいという強い利欲目的の動機に何ら酌量の余地はない。

被害者が「殺さないって言ったじゃない」などと必死の命ごいをしたにもかかわらず、3被告は耳を貸さず殺害を遂げており、その態様は無慈悲、凄惨で、残虐というほかなく、想像するに戦慄を禁じ得ない。

母親思いの被害者が、必死の思いで理不尽な犯行に耐え、何とかして生きて帰ろうとする中で味わった恐怖、

苦痛、絶望感はいかばかりかと思われる。被害者の無念を言い表す言葉を見いだすことはできない。

母親にとって被害者は生きがいであり宝だった。3被告全員に極刑を求める峻烈な処罰感情を表明しているのは当然だ。

通りすがりの一般市民の殺害を、インターネット上の掲示板を通じて形成された犯罪者集団が計画、遂行したという点に特色があり、この種の犯罪は凶悪、巧妙化しやすく危険。模倣される恐れも高く悪質な犯行で、社会の安全に重大な脅威だ。厳罰をもって臨む必要性が高い。

結果の重大性、遺族の被害感情、社会的影響、犯行後の情状なども考慮すれば、被害者の人数が1人であること、服役した経験がないこと、そのほか神田、堀両被告に有利な諸事情を最大限考慮しても、一般予防の見地から極刑をもって臨むことはやむを得ない。

インターネットによって集まった犯罪者集団による本件犯罪は、その性質上、発覚、逮捕が困難。川岸被告が自首し、神田、堀両被告の逮捕に協力、その後に起こり得た犯罪を阻止し、解決に結果として寄与したという点は量刑上、有利と評価できる。川岸被告の刑事責任は極めて重大で、本件犯行を十分に反省しているとまでは認めがたいが、自首を考慮し、無期懲役に処し贖罪に当たらせるのが相当だ。

## 名古屋高裁での判決要旨(2011/04/12)

### 【主文】

原判決の堀慶末被告に関する部分を破棄する。堀被告を無期懲役に処する。検察官、川岸健治被告の各控訴を棄却する。

### 【判決理由】

#### ▽犯行動機

被告人ら3人は金もうけの手段を探す目的でインターネット掲示板「闇の職業安定所」を利用。川岸被告が一緒に組み楽して金もうけをしようという趣旨の書き込みをし、堀被告らが応じる旨の返信をしたことで知り合った。

犯行着手の3日前に初めて顔を合わせ、犯罪計画を話し合った。帰宅途中の会社勤めの女性を車内に拉致監禁し、金品を奪い、キャッシュカードの暗証番号を聞き出して預金を引き出し、最終的には女性を殺害するという共謀を遂げて実行した。強い利欲目的のみに基づいた犯行動機に酌量の余地は全く見当たらない。

#### ▽犯行態様

手段、方法を変えつつ被害者殺害に向けた行動で、被害者の必死の命ごいにも耳を貸すことなく殺害を遂げた

ことも併せ考えると、殺害の態様は無慈悲、凄惨であって残虐というほかない。

被害者は当時 31 歳のまじめな会社勤めの女性。同僚との食事を楽しんだ後の帰宅途中、被告人らに突如拉致されて現金やキャッシュカードを強取された。キャッシュカードの暗証番号を言うよう執拗に脅迫されるなどし、残虐な方法でかけがえのない生命を奪われた。その恐怖、苦痛や無念は計り知れず、生じた結果は重大かつ悲惨である。

#### ▽量刑判断

原判決の量刑判断は以下の点で是認できない。

インターネットを通じて知り合った素性を知らない者同士の犯罪の場合、意思疎通の不十分さから、失敗に終りやすい側面もある。殺害の方法や時期、死体遺棄の方法などは事前に決められていないなど計画は綿密でなく、その結果として、被害者が告げた暗証番号が正確なものであることを確認しないまま、最終目的である預金の引き出しは失敗していることに照らすと、犯行がさほど巧妙であったとはいえない。原判決がいうほどに、犯罪の巧妙化につながりやすいとは一概にはいえない。

本件は、川岸被告が共犯者 2 人への不満等の感情もあって、自首した。素性を知らない者同士の結束力の乏しさが早期の検挙を招いたともいえ、模倣性が高いとも一概にいえない。他の強盗殺人等の事案と比べ、特に厳罰をもって臨む必要性が高いとする原判決は相当でない。

神田司死刑囚が計画段階でも殺害の実行行為でも最も重要な役割を果たしたという点は原判決が示す通りである。堀、川岸両被告は拉致した女性を最終的に殺害するという神田死刑囚の提案に安易に応じた側面があり、殺害の共謀成立前から殺害という明確な意思を有していたとはいえない。両被告が殺害で果たした役割には、神田死刑囚と差があることは否定できない。川岸被告が他の 2 人より関与の度合いが低く、犯行後に自首した点は、量刑にあたり相応の評価がされるべきだ。

両被告は犯罪に対する抵抗感が稀薄であることは否定できないが、本件のほかに凶悪犯罪への傾向を示すものが見当たらないことに照らせば、犯罪性向が強いとはいえず、矯正可能性もあると考えられる。殺害された被害者が一人である本件において、死刑の選択がやむを得ないといえるほど他の量刑要素が悪質であるとは断じ難く、死刑に処することには躊躇がある。